

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 28 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 29 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 33 条第 1 項中「の徴収について」を削り、「によつて」を「により」に、「普通徴収の方法による」を「普通徴収の方法により徴収する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「すべて」を「全て」に改める。

第38条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「給与所得者」を「納税義務者」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第40条の2中「納入書によつて」を削る。

第42条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「すでに」を「既に」に改め、「含む。）において」の次に「当該納税者の未納に係る徴収金があるとき」を加え、「第17条の規定の例によつて当該納税者に還付する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改め、同項ただし書及び後段を削る。

第42条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第42条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第42条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定の例によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第78条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の2中第16項を第22項とし、同項の前に次の1項を加える。

21 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2中第15項を第20項とし、第4項から第14項までを5項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の5項を加える。

4 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、3分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号の条例で定める割合は、3分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の2に次の1項を加える。

23 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第13条の2を削る。

附則第13条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第13条の2とする。

附則第13条の6第3項を削る。

附則第14条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第19条の4中「第31項、第32項」を「第31項から第33項まで」に、「若しくは第39項」を「、第39項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第4号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第24条の2第2項及び第33条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条、第42条、第42条の2及び第42条の6の改正規定並びに附則第13条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第14条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第5条第1項（この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(4) 附則第19条の4の改正規定（「若しくは第39項」を「、第39項若しくは第46項」に改める部分に限る。） 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新潟

市市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第8条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第1号施行日」という。）以後に指定される地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第22項第1号に規定する指定に係る同項に規定する指定避難施設（指定避難施設避難用部分に限る。）に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第8条の2第5項の規定は、第1号施行日以後に締結される地方税法附則第15条第22項第2号に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第8条の2第6項の規定は、第1号施行日以後に締結される地方税法附則第15条第22項第3号に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第8条の2第7項の規定は、第1号施行日以後に取得される地方税法附則第15条第23項第1号に規定する指定に係る同項に規定する償却資産に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第8項の規定は、第1号施行日以後に取得される地方税法附則第15条第23項第2号に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の2第21項の規定は、第1号施行日以後に設置される地方税法附則第15条第33項に規定する土地に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産

税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第78条第1号エ及び附則第14条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の新潟市市税条例附則第13条の2及び第13条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。